

ニユース

全関労

2024年
3月20日
VOL. 51
No. 3

東京都台東区小島1-8-7

Zenkan1972@yahoo.co.jp TEL 03(38863)3433

全関東単一労働組合本部

「労使自治」を名目にした

労基法全面改悪攻撃を打ち砕こう

▼経団連「労働法制に関する提言」を批判する▲

本ニユース前号（24・1・25発行）において、厚労省「新しい時代の働き方に関する研究会報告」（23・10・20報告）に対する批判記事を掲載した。そのなかにおいて、「報告は『適正で実効性のある労使コミュニケーション』『多様・複線的な集団的な労使コミュニケーション』と称して、労使協定をもってする労基法の骨抜きを目論んでいる」と批判した。その「報告」を待っていたかのように日本経団連は今年1月16日、「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」（以

下「提言」）を発表した。提言は、「働き方のニーズの多様化や企業を取り巻く環境変化などを踏まえ、時代にあった制度見直しの検討を不断に行うべき」などとしたうえで、「労使自治を重視／法制度はシンプルに」という基本的な視点に基づき、①【過半数労働組合がある企業対象】労働時間規制のデロゲーションの範囲拡大、②【過半数労働組合がない企業対象】労使協創協議制（選択制）の創設、③【全企業対象】就業規則作成時における意見聴取等の単位の見直し、などを求めている。デロゲーションとは法定基準の解除、すなわち

最低基準の切り下げのことである。

そして、①のデロゲーションの範囲拡大として現行の裁量労働制（専門業務型・企画業務型ほか）や高度プロフェッショナル制の対象業務を挙げている。②では「過半数組合がない企業の労使における意見集約や協議を促す一助として、新しい集団的労使交渉の場を選択的に設けることができるよう、『労使協創協議制』の創設を検討すること」を求めている。この「労使協創協議制」のもとで「労働時間規制のデロゲーションの範囲拡大」などを行おうとしている。③では意見聴取等の単位を現在の事業所単位から企業単位とするこゝと、さらに「議論するテーマに応じて特定の職種の労働者から過半数代表者や労使委員会の労働者側委員を選出し、その者に対し、就業規則の作成・変更時の意見聴取や職種ごとの労使協定の締結、労使委員会の決議等ができるようにすることも考えられる」としている。

裁量労働制を廃止しよう

経団連の「提言」は「労使自治」の名のもとに、罰則付きの強行法規たる労基法の規制を緩和（切り下げ）しようとするものである。その最大の狙いは裁量労働制や高度プロフェッショナル制における対象業務の拡大である。

経団連＝独占資本は労働時間規制を取り払い、自らの必要性に合わせて労働者を際限なく働かせようとしているのだ。現行の「裁量労働制」は、対象業務における業務遂行の在り方や時間配分の決定に関して労働者に裁量の発揮をさせておきながら、業務量や納期を決定する裁量まで、労働者に与えことを要件としていない。そのため、使用者側は「みなし労働時間」を超えて働かなければこなせないような業務量や、短納期を設定して労働者を働かせることが可能であり、そのために労働者は「割増賃金支払いをせずに長時間労働をさせられる」ことになる。これによって健康は破壊され、命まで奪われることになるのだ。

「労使自治」による労働基準の規制緩和（切り下げ）をゆるすな

経団連のいう「労使自治」とはいかなるものか。過半数労働組合がある場合はその組合との協議、無い場合は「労使協創協議制」なるものを設置し、そこにおいて労使協定を締結して労働基準の緩和（切り下げ）を行うというのだ。労組組織率が16・3%（23／6）と過去最低となり、企業内組合主義（労使協調）の連合が大手を振っている状況下において、労使協定における労働者側の規制力は無きに等しい状態だ。

資本のフリーハンドによって、労働基準の切り下げが行われるようになる。もともと例外規定であった労使協定による労働基準の切り下げを常態化するものに他ならない。しかも、労使協定の範囲を従来の事業所単位から「特定の職種の労働者」へと範囲を狭める一方、就業規則については企業単位へと範囲を広げ、資本の必要に応じて迅速かつ簡便に労働基準の切り下げを行おうとしているのだ。

職場闘争で命と健康を守り

改悪攻撃を打ち砕こう

労基法は、労働者が人たるに値する生活を営むため、雇用と労働条件の最低基準を保障するものである。特に労働時間規制については、労働者の生命・健康はもとより、労働者の生活時間を保障するためのものでもある。そもそも、労働者個人では抗いがたい、使用者の権力構造が職場の実態であるからこそ、労働基準法による労働者保護が必要なのである。そのために最低基準（最低労働条件）を定め、違反を無効として罰則を設けているのである。それを「労使自治」＝労使協定をもって無効化しようというのが経団連の攻撃だ。法改悪反対と共に職場での取り組みをもって反撃しよう。労基法全面改悪攻撃を打ち砕こう。

●全関労第106回臨時大会開催●

最賃15000円 時給2000円アップ 一時金80万円

去る3月3日、全関労第106回臨時大会が開催された。

大会では情勢と闘争課題が提起され、全港湾沖縄地本のストライキに連帯する闘いの議論も行われた。とりわけ今、政府・経団連が一体となって進めようとしている労基法全面改悪の攻撃については、現場からの闘いをもって反撃しようとの提起があつた（一面記事参照）。

また、関西単一労組でこの間取り組んだ非正規女性労働者へのセクハラ問題や訪問介護ヘルパーの労基法違反を前提とした働かせ方の問題などの課題を確認し、今後の非正規・女性差別撤廃に向けた運動を拡げていくうえで全国集会開催の必要性が提起された。

最低賃金15000円、時給2000円（月額換算3万2千円）引き上げ、夏季一時金80万円、インフレ手当10万円などの春闘要求を決定し、スト権も満票で確立された。

働き方改革は、労働者の団結を破壊し、孤立・分断で徹底した搾取を狙ったものであり、人間らしく働き、生活できる労働条件、権利を男女ともに団結して闘い取ることが必要だ。そのため労働組合は職場には不可欠である。職場で公然化していない組合員はストライキの精神で職場放棄の闘いにたちあがる必要が重要だと意見も出された。労働者の横断的な団結と闘いで厳しい情勢を打ち破ろう。



単一労組 HP

全港湾沖繩地本のストライキ支持・連帯 3・11 職場放棄で防衛省行動

全日本港湾労働組合沖繩地方本部（全港湾沖繩地本）は米海軍ミサイル駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」の石垣港への寄港に反対して、3月11日から13日まで全面ストライキに突入した。私たちはこの勇氣あるストライキに断固連帯して3月11日、職場放棄で防衛省前行動に取り組んだ。同日、関単労も職場放棄で大阪駅前での情宣行動に取り組んでいる。

*

当日昼に市ヶ谷駅前でビラまきをおこなったが受け取りはよくない。近くでマイク情宣をしていたグループが私たちのビラを受け取り読み上げて連帯を表明してくれた。午後3時、防衛省前に結集した仲間が抗議集会を開催した。司会から全港湾沖繩地本が午後1時に全面ストに突入したことが報告され、組合委員長の基調提起の後、連帯発言を受けた。

全国一般東京東部労働組合書記長は「全港湾沖繩地本のストライキに断固支持し、労働者が反戦運動の先頭に立たなければならぬ。職場から立ち上がる一翼を担う反戦運動を作っていくことが課題だ。労働者が社会の主人公だ。戦争は労働者の闘いで止めることができる。勇氣あるストライキに連帯し、戦争加担しない運動をともにつくっていこう」と訴えた。「戦争に協力しないさせない練馬アクション」の仲間からは、東日本大震災から13年目の当日、陸上自衛隊練間駐屯地から市街地行軍訓練がおこなわれ、緊急で監視抗議行動に組み組んだ報告があった。「地域の特殊性の把握」というこ

れまでない訓練であり、戦争が日常になっていることやミサイル戦争訓練で市民や子どもたちを総動員していることに今後も反対をしていくと訴えた。「集まれ辺野古@関東」の仲間は、5年前に本部港で民間港を使わせないと市民、港湾労組が搬入を阻止した闘いを紹介し、3月10日には民間港の中城湾から勝連駐屯地への搬入阻止の闘いがあった。地方自治や民意をないがしろにしている最前線が沖繩だと批判し、辺野古新基地建設の土砂搬入阻止を少数でも粘り強く闘い続けている安和、塩川の闘いへの結集を呼び掛けた。

その後、門前に防衛省担当者呼び、ミサイル基地および全基地撤去、辺野古新基地建設・埋立て中止、民間港、空港の軍事利用反対などを求める抗議申入書を手渡した。

*

13日、米艦船「ラファエル・ペラルタ」は石垣港を出港した。石垣市議会は全港湾沖繩地本がスト決行中の12日、「スト即時解除の要請決議」をあげ、中山市長は「政治的な闘争で住民を盾に取るスト」とスト破壊を画策した。

全港湾沖繩地本のストライキは、労働者・職場の安全を守るという至極当然の労働組合の権利だ。労働組合との協議もおこなわずに、「違法スト」呼ばわりすることは労働組合運動に対する真つ向からの挑戦・敵対であり、全国から全港湾沖繩地本のストライキ支持・連帯の声をあげ、闘いを広げていくことが必要だ。

私たちは、関西単一労組とともに『単一労組協議会声明』を発し、石垣市長・市議会への「抗議ならびに申し入れ」を提出した。日米地位協定を最優先し、米軍のミサイル駆逐艦の寄港を認めた日本政府、石垣市こそ非難、弾劾されるべきである。労働者・労働組合の反戦闘争を創り出そう。